

広島県告示第六百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十七年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

長江地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

豊田郡	大崎上島町	中野	大字	町	郡市・区
長江谷	長江	長江谷	字	地番	
四八〇五番	四八〇四番	六七二〇番三	一一三四六番一	四八〇六番二	四八〇〇番三 地先道路敷
標柱八号	標柱七号	標柱五号及び六号	標柱四号	標柱二号及び三号	標柱一号

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

早瀬三丁目A地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱三号は平成十八年三月三十日広島県告示第三百八十九号（早瀬三丁目地区）で指定した土地に存する標柱一号と同一とする。

呉市	音戸町早瀬二丁目	音戸町早瀬三丁目	町	地番	標柱番号
	六一一五番二	六一四三番四		六一一五番二	標柱一号
				六一四三番四	標柱二号

音戸町早瀬二丁目			
六一〇番四	六一〇番一	六一〇番三	六一八二番二
標柱六号	標柱五号	標柱四号	標柱二号